

高額療養費の計算例

(2) 70歳以上75歳未満のかたのみの世帯の場合

【計算例】 同一世帯のDさん(73歳・夫)とEさん(72歳・妻)が、同月内に以下の医療費を自己負担した場合

Dさん・Eさんの自己負担限度額(月額): 区分「低所得2」= 外来のみ8,000円
= 外来+入院24,600円
Dさんが病院で支払った自己負担額: F病院外来で14,000円
Eさんが病院で支払った自己負担額: G病院外来で10,000円・H病院入院で57,600円

・70歳以上75歳未満のかたの場合、自己負担額のすべてが計算対象となります。

①最初に外来分の自己負担額について、外来の自己負担限度額を超えた額を計算します。
外来は個人単位で計算します。

自己負担額	自己負担限度額	支給額
Dさん 14,000円	- 8,000円	= 6,000円
Eさん 10,000円	- 8,000円	= 2,000円
		計 8,000円

となります。

②次に①の支給額を除いた自己負担額と入院の自己負担額を世帯で合算して、外来+入院の自己負担限度額を超えた額を計算します。

自己負担額の合算
Dさん 8,000円 + Eさん 8,000円 + 入院 57,600円 = 73,600円
自己負担額 自己負担限度額 支給額
73,600円 - 24,600円 = 49,000円

となります。

③上記①と②を合計した額が、世帯の支給額になります。

計算すると・・・

①	+	②	=	世帯支給額
8,000円	+	49,000円	=	57,000円

となります。